

医療・福祉関連産業 専門家派遣実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下、「機構」という。）が、中小企業者等による医療・福祉等の分野への取り組みに対し、同分野における専門的知見を持つ専門家を派遣し、中小企業者等が有する課題解決を行うことで、中小企業者等の医療・福祉等分野への参入・拡大を図るために必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 機構は、中小企業者等による医療・福祉等の分野において、製品企画・開発、医療機器製造販売業等の取得、販路開拓等の取り組みに係る課題解決を支援する専門家を派遣する事業を行うものとする。

(対象要件)

第3条 本事業における中小企業者等の対象は、次の各号すべてを満たすものとする。

- ①鳥取県内に所在又は事業所を有する者。
- ②中小企業等経営強化法第2条に定める中小企業者、組合等。

但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する企業は同制度の対象外とする。

(専門家の登録・更新・解除)

第4条 専門家は、中小企業者等の抱える医療・福祉等の分野における課題に対応できる者であり、原則として機構の理事長から推薦がある者でなければならない。

- 2 推薦を受けた候補者が専門家への就任を承諾する場合は「医療・福祉関連産業 専門家登録申請書」（様式第2）を機構に提出するものとする。申請書を受理後、機構は速やかに専門家登録を行うものとする。
- 3 継続して5年間に本事業で派遣実績がない専門家は登録継続の確認をするものとする（登録してから5年に満たない専門家は除外）。
- 4 機構に対し作為的に虚偽の報告等を行った専門家は即刻登録を解除できるものとする。

(派遣要請)

第5条 専門家による支援を希望する中小企業者等は、解決したい課題などを事前に機構と協議し、登録された専門家の中から最適だと思われる専門家を選定する。

- 2 中小企業等は、派遣を希望する専門家の選定理由、派遣依頼内容等を記載した「医療・福祉関連産業 専門家派遣要請書」（様式第1）を機構に提出し、専門家の派遣を要請する。
- 3 当該年度に本事業を活用した中小企業者等は、同一の専門家の派遣を受けることはできない。

(審査)

第6条 機構は、中小企業者等から派遣要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否について審査を行い、その結果を派遣要請した中小企業者等及び選定された専門家に通知するものとする。

る。

- 2 中小企業者等が、同一の専門家の派遣を受けられるのは、通算3か年までとする。但し、最後の派遣から5年経過した場合はこの限りではない。

(派遣)

第7条 機構は、派遣を決定した専門家に対し、派遣要請のあった中小企業者等の求める支援内容に応じて適切な支援を行うよう依頼するものとする。

- 2 派遣に当たっては、原則として、機構職員が同行するものとする。

(派遣日数及び回数)

第8条 一中小企業者等が一事業年度に利用できる専門家の派遣日数は、最大3日とし、派遣要請年度の3月10日までに指導・助言を完了するものとする。なお、日数の換算は下記のとおりとする。

- (1) 指導・助言時間が5時間以上の場合を「1日」、それ未満は「半日」
- (2) オンライン派遣の場合：1回の指導・助言時間は2時間以内とし、2回の利用で「半日」とすることも可能である。

但し、機構理事長が特に必要と認めた場合は派遣日数を延長することができる。

(守秘義務)

第9条 専門家は、派遣開始前に機構に機構指定の守秘誓約書を提出するものとし、提出の無い者については派遣の依頼を取り消すものとする。

(報告書の提出)

第10条 派遣された専門家は、派遣実施終了後10日以内に「医療・福祉関連産業 専門家派遣業務報告書」(様式第3)を機構に提出するものとする。

- 2 専門家の派遣を受けた中小企業者等は、派遣実施終了後10日以内に「医療・福祉関連産業 専門家派遣実施報告書(中小企業者等用)」(様式第4)を機構に提出するものとする。

(派遣費用)

第11条 機構は、第10条第1項の報告があった後、専門家からの請求に基づき、別表1に掲げる支援に要した謝金・旅費(以下、「派遣料」という。)を遅延なく支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず、専門家へ支払う謝金の金額は、理事長が認める場合に限り、別に定めることができるものとする。
- 3 機構は、第10条第2項の報告があった後、専門家の派遣を受けた中小企業者等に対し、別表2に定める金額を請求するものとする。
- 4 前項の請求があった中小企業者等は、機構が指定する日までに機構に対し、支払うものとする。

(事後評価及び効果の確認)

第12条 機構は、報告書等により支援の内容について評価を行うとともに、専門家の派遣を受けた中小企業者等に対しヒアリングを行うなど、事業効果の把握に努めるものとする。

(登録事項の変更)

第13条 専門家は、登録事項に変更が生じた場合は、「医療・福祉関連産業 専門家登録申請書」(様式第2)を機構に再提出するものとする。

(その他)

第14条 機構は、本要領に定められた事項のほか、専門家の派遣に必要な事項について、別に定めることができる。

2 この要領に記載のない事項は、代表理事理事長が決定する。

附則

この要領は、令和2年6月24日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

附則

この要領は、令和4年9月9日から施行する。

附則

この要領は、令和5年9月7日から施行する。

別表1 専門家へ支払う派遣料

	指導・助言時間	謝金（税込）
謝 金	2時間以内の場合 （オンライン派遣のみ可能） ※2回の利用で「半日」とする。	10,725円/回 （税抜価格9,750円、税975円）
	半日の場合 （5時間未満）	21,450円 （税抜価格19,500円、税1,950円）
	1日の場合 （5時間以上）	42,900円 （税抜価格39,000円、税3,900円）
旅 費	（公財）鳥取県産業振興機構の旅費支給基準により定める額とする。 但し、上限額を45,000円とし、上限額を超える場合は超えた額を企業負担とする。	

別表2 中小企業者等の負担金額

負担金額	別表1に定める派遣料の1/3に相当する額
------	----------------------